

医療介護ものづくり研究会規約

(名 称)

第1条 本研究会は、医療介護ものづくり研究会（以下「本会」という。）と称する。

(設立目的)

第2条 本会は、企業と大学・研究機関、病院・介護施設等との連携により、講演会やセミナー等の開催による情報の共有化を図るとともに、共同研究開発等による新製品・新技術の創出を図り、医療介護に関する機器・ロボットの開発及び普及を促進し、当地域の産業振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 普及啓発に関すること。
- (2) 調査研究に関すること。
- (3) 共同研究開発に関すること。
- (4) 技術相談に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認められること。

(管理運営)

第4条 本会は、公益財団法人名古屋産業振興公社（以下、「公社」）が管理運営を行う。

(会 員)

第5条 本会の会員は、本規約に賛同し、別添「医療介護ものづくり研究会入会申込書」により、申込みを行った者をもって構成し、退会は、原則として別添「医療介護ものづくり研究会退会届出書」により退会する。

- 2 会員は本会で知り得た企業の秘密を他に漏らしてはならない。

(本会の運営)

第6条 公社は、必要に応じて本会の運営に必要な者をアドバイザーとして置くことができる。

(活動期間)

第7条 本会の活動は年度単位とし、各年度の終わりに次年度における活動の継続及び内容について必要に応じて見直しを行う。

(部会の設置)

第8条 本会には、必要に応じて部会を設置する。

- 2 部会においては、それぞれセミナーや見学会等を開催し、情報の共有を図り、会員間の連携による共同研究を目指すものとする。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(研究分科会の設置)

第9条 特定の分野における製品開発を進めるため、本会に必要な応じて研究分科会を設置する。

- 2 研究分科会においては、特定の分野ごとに、会員間の連携による共同研究等を行い、そこで開発された試作品の評価を行うなどして、製品化を目指すものとする。
- 3 研究分科会における研究内容及び研究成果は、原則として公表するものとする。
- 4 研究分科会の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(経費の支弁)

第10条 本会の管理運営に関する必要経費については、公社が支弁する。

- 2 前項に係わらず、研究分科会の運営及び共同研究等に要する経費、会員が研究会に出席するため必要となる交通費および交流会費等については、原則として、会員が自ら負担する。

(実施規定)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

- 1 本規約は、平成28年7月8日から施行する。

別 添

平成 年 月 日

公益財団法人名古屋産業振興公社 御中

医療介護ものづくり研究会 入会申込書

規約に同意し、本会に入会します。

会社名			
住所			
URL			
所属・役職			
氏名			
E-mail			
TEL		FAX	

注1. ご記入いただきました情報は、本会からの情報提供のみに使用させていただきます。

平成 年 月 日

公益財団法人名古屋産業振興公社 御中

医療介護ものづくり研究会 退会届出書

本会を退会します。

会社名			
住所			
URL			
所属・役職			
氏名			
E-mail			
TEL		FAX	